

# ・・・家畜保健衛生所だより・・・

## 家畜伝染病予防法が改正されました



昨年度国内で相次いだ口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜防疫体制をさらに強化するため、家畜伝染病予防法（家伝法）の一部が改正されました。詳細な規定は今後見直しされますが、畜産農家の皆さまに関わる主な項目は、次のとおりとなります。

1. 家畜の所有者は、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に重要な責任があることを自覚して、消毒等を適切に実施する。
2. 家畜の所有者は、飼養状況・衛生管理状況を、毎年県に報告する。
3. 家畜の所有者は、畜舎等の出入口付近に消毒設備を設け、人・車両の出入りに際しては消毒を実施する。
4. 一定の症状を呈している家畜を発見した所有者は、県へ届け出る。
5. 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等については評価額の全額を交付するが、必要な措置を講じなかった者に対しては交付しない。
6. 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に、飼養密度、埋却地の確保等について規定する。



家畜の病気に関するご相談、お問い合わせは・・・山梨県西部家畜保健衛生所へ



0551-22-0771(休日・夜間は、090-5564-1018、090-5568-0817)